

予算の公表について（公告）

令和3年3月31日専決処分をした令和2年度新潟県一般会計補正予算及び災害救助事業特別会計補正予算並びに令和3年4月28日専決処分をした令和3年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和3年5月14日

新潟県知事 花 角 英 世

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,893,681千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,378,071,784千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第 1 款 県 税		千円 255,984,000	千円 1,768,000	千円 257,752,000
	第 1 項 県 民 税	66,414,000	△ 7,000	66,407,000
	第 2 項 事 業 税	56,873,000	829,000	57,702,000
	第 3 項 地方消費税	65,232,000	647,000	65,879,000
	第 4 項 不動産取得税	4,461,000	266,000	4,727,000
	第 5 項 県たばこ税	2,227,000	△ 2,000	2,225,000
	第 6 項 ゴルフ場利用税	449,000	10,000	459,000
	第 7 項 軽油引取税	22,805,000	△ 55,000	22,750,000
	第 8 項 自動車税	32,578,000	80,000	32,658,000
	第 10 項 狩 猟 税	11,000	1,000	12,000
	第 13 項 旧法による税	25,000	△ 1,000	24,000
第 3 款 地方譲与税		36,998,938	△ 23,254	36,975,684
	第 1 項 特別法人事業譲与税	32,812,711	△ 18,924	32,793,787
	第 2 項 地方揮発油譲与税	3,721,828	△ 8,707	3,713,121

	第 3 項 石油ガス譲与税	147,308	3,812	151,120
	第 4 項 自動車重量譲与税	209,783	843	210,626
	第 6 項 航空機燃料譲与税	966	△ 278	688
第 5 款 地方交付税		243,891,319	879,905	244,771,224
	第 1 項 地方交付税	243,891,319	879,905	244,771,224
第 6 款 交通安全対策特別交付金		420,541	4,929	425,470
	第 1 項 交通安全対策特別交付金	420,541	4,929	425,470
第 7 款 分担金及び負担金		7,440,252	△ 8,268	7,431,984
	第 2 項 負担金	5,301,573	△ 8,268	5,293,305
第 8 款 使用料及び手数料		14,579,799	△ 475,743	14,104,056
	第 1 項 使用料	10,833,300	△ 499,680	10,333,620
	第 2 項 手数料	3,746,499	23,937	3,770,436
第 9 款 国庫支出金		231,644,138	△ 7,007,115	224,637,023
	第 1 項 国庫負担金	28,020,809	△ 197,496	27,823,313
	第 2 項 国庫補助金	201,249,232	△ 6,808,574	194,440,678
	第 3 項 委託金	2,374,077	△ 1,045	2,373,032

第10款 財産収入					1,599,653	1,845,869
	第1項 財産運用収入	1,686,216				1,845,869
	第2項 財産売却収入	640,501			7,888	648,389
		1,045,715			151,765	1,197,480
第11款 寄附金					767	1,277,979
	第1項 寄附金	1,277,212			767	1,277,979
第12款 繰入金						19,819,748
	第1項 特別会計繰入金	19,917,049	△		97,301	19,819,748
	第2項 基金繰入金	3,460,846			36,378	3,497,224
		16,456,203	△		133,679	16,322,524
第13款 諸収入						176,261,807
	第1項 延滞金加算金及び過料等	176,761,061	△		499,254	176,261,807
	第2項 利子収入	219,774	△		28,000	191,774
	第5項 受託事業収入	8,049	△		223	7,826
	第6項 収益事業収入	4,128,071	△		10,120	4,117,951
	第8項 雑入	2,989,401	△		403,547	2,585,854
		5,214,940	△		57,364	5,157,576
第14款 県債						288,123,000
	第1項 県債	296,719,000	△		8,596,000	288,123,000
		296,719,000	△		8,596,000	288,123,000

歲	入	合	計	1,391,965,465	△ 13,893,681	1,378,071,784
---	---	---	---	---------------	--------------	---------------

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第 1 款 議会費		1,290,546		1,290,546
第 2 款 総務費		30,039,750	4,074,334	34,114,084
	第 1 項 政策費	6,803,634	△ 500,007	6,303,627
	第 2 項 総務管理費	13,154,790	4,586,438	17,741,228
	第 4 項 徴税費	7,280,369	△ 10,899	7,269,470
	第 5 項 市町村振興費	976,177	△ 298	975,879
	第 7 項 人事委員会費	148,471	△ 900	147,571
第 3 款 県民生活・環境費		12,353,076	△ 789,027	11,564,049
	第 1 項 県民生活管理費	5,977,882	△ 75,848	5,902,034
	第 2 項 防災費	4,718,527	△ 711,126	4,007,401
	第 3 項 環境企画費	649,254	△ 2,053	647,201
第 4 款 福祉保健費		216,031,882	△ 925,774	215,106,108
	第 1 項 福祉保健費	24,739,557	△ 102,418	24,637,139

	第 3 項 医務薬事費	20,876,064	△	177	20,875,887
	第 4 項 医師・看護職員確保対策費	1,680,188	△	8,864	1,671,304
	第 5 項 高齢福祉保健費	47,405,977	△	23,548	47,382,429
	第 6 項 健康対策費	27,298,867	△	269,492	27,029,375
	第 7 項 生活衛生費	3,123,426	△	18,044	3,105,382
	第 8 項 障害福祉費	23,146,683	△	234,839	22,911,844
	第 9 項 子ども家庭費	24,098,239	△	268,392	23,829,847
第 5 款 労働費		2,488,433	△	11,749	2,476,684
	第 2 項 しごと定住促進費	720,772	△	10,720	710,052
	第 3 項 職業能力開発費	1,644,414	△	1,029	1,643,385
第 6 款 産業費		187,216,091	△	6,988,713	180,227,378
	第 1 項 産業政策費	6,885,523	△	1,048,412	5,837,111
	第 2 項 創業・経営支援費	161,401,966	△	5,589,606	155,812,360
	第 3 項 産業振興費	2,041,265	△	14,644	2,026,621
	第 4 項 商業・地場産業振興費	226,451	△	32,699	193,752
	第 5 項 産業立地費	13,206,326	△	40,359	13,165,967
	第 6 項 観光費	3,454,560	△	262,993	3,191,567

第 7 款 農林水産業費		90,565,087	△	641,424	89,923,663
第 2 項 地域農政推進費		5,818,602	△	544,073	5,274,529
第 3 項 農産園芸費		2,327,874	△	139	2,327,735
第 4 項 経営普及費		3,251,540	△	4	3,251,536
第 5 項 食品・流通費		462,012	△	10,469	451,543
第 6 項 畜産業費		1,066,659	△	3,743	1,062,916
第 8 項 林業費		13,587,220	△	73,049	13,514,171
第 9 項 農地管理費		5,439,255	△	26	5,439,229
第 10 項 農地基盤整備費		50,263,971	△	9,921	50,254,050
第 8 款 土木費		170,760,039	△	2,705,430	168,054,609
第 1 項 土木管理費		11,190,625	△	127	11,190,498
第 2 項 道路橋りょう費		76,449,158	△	2,283,389	74,165,769
第 3 項 河川海岸費		38,215,071	△	20,595	38,194,476
第 4 項 砂防費		12,578,143	△	11,921	12,566,222
第 7 項 交通政策費		3,737,203	△	182,306	3,554,897
第 8 項 港湾振興費		535,781	△	6,519	527,262
第 9 項 港湾費		10,450,173	△	138,179	10,311,994

第 9 款 警 察 費	第 10 項 空 港 費	806,908	△	60,394	746,514
	第 1 項 警 察 管 理 費	51,266,480 47,382,441	△ △	163,985 163,985	51,122,495 47,218,456
第 10 款 教 育 費		177,047,545	△	1,272,800	175,774,745
	第 1 項 教 育 綜 務 費	9,279,045	△	44,534	9,234,511
	第 2 項 小 中 學 校 費	83,466,004	△	469,877	82,996,127
	第 3 項 高 等 學 校 費	48,997,752	△	475,822	48,521,930
	第 4 項 特 別 支 援 學 校 費	20,659,183	△	153,946	20,505,237
	第 6 項 生 涯 學 習 推 進 費	317,947	△	800	317,147
	第 7 項 文 化 行 政 費	484,944	△	653	484,291
	第 8 項 保 健 體 育 費	453,067	△	36,132	416,935
	第 9 項 私 學 教 育 振 興 費	10,824,028	△	91,036	10,732,992
第 11 款 災 害 復 日 費		10,190,093	△	3,793,198	6,396,895
	第 1 項 農 林 水 產 施 設 災 害 復 日 費	3,974,511	△	1,772,230	2,202,281
	第 2 項 土 木 施 設 災 害 復 日 費	6,215,582	△	2,020,968	4,194,614
第 12 款 債 償 費		296,407,668		1,765	296,409,433

	第 1 項 県 債 費			
第 1 3 款 諸支出金		296,407,688	1,765	296,409,433
		145,988,775	△ 457,680	145,531,095
	第 2 項 雑支出	2,990,500	△ 417,007	2,573,493
	第 3 項 地方消費税清算金	65,109,797	△ 29	65,109,768
	第 5 項 配当交付金	1,008,908	△ 1,060	1,007,848
	第 6 項 株式等譲渡所得割交付金	1,123,848	△ 1,973	1,121,875
	第 9 項 地方消費税交付金	50,947,057	△ 35	50,947,022
	第 10 項 ゴルフ場利用税交付金	324,704	△ 11,802	312,902
	第 12 項 軽油引取税交付金	5,177,562	△ 25,060	5,152,502
	第 14 項 旧法による自動車取得税交付金	714	△ 714	
第 1 4 款 予備費		300,000	△ 220,000	80,000
	第 1 項 予備費	300,000	△ 220,000	80,000
歳出	合 計	1,391,965,465	△ 13,893,681	1,378,071,784

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後						
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	起債の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	償還の方法			
道路事業費	17,136,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以下	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	16,827,000									
河川事業費	20,779,000					20,752,000									
海岸事業費	1,018,000					1,012,000									
砂防事業費	7,196,000					7,180,000									
街路事業費	471,000					472,000									
公園事業費	730,000					727,000									
公営住宅建設事業費	277,000					276,000									
港湾事業費	5,759,000					5,686,000									
水産事業費	145,000					146,000									
漁業事業費	664,000					663,000									
林道事業費	599,000					594,000									

治山事業費	3,749,000				3,748,000
農地事業費	12,630,000				12,625,000
災害復旧事業費	3,452,000				1,907,000
学校教育施設等整備事業費	2,972,000				2,956,000
社会福祉施設整備事業費	240,000				237,000
地域活性化事業費	1,416,000				1,411,000
防災対策事業費	8,157,000				8,368,000
地方道路等整備事業費	12,606,000				11,978,000
合併特例事業費	2,124,000				2,123,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	70,000				69,000
河川等整備事業費	206,000				203,000
臨時高等学校校政築等事業費	1,647,000				1,539,000
警察施設整備事業費	1,228,000				1,223,000
交通安全施設整備事業費	446,000				417,000

県民会館改修事業費	1,508,000				1,507,000		
地域機関改修事業費	383,000				313,000		
地域プロジェクト事業費	62,000				61,000		
国立・国定公園施設整備事業費	47,000				46,000		
柏崎アークアパーク改修事業費	164,000				163,000		
農林水産業振興事業費	30,000				0		
公共施設等除却費	545,000				533,000		
行政改革推進債	7,062,000				4,240,000		
退職手当債	2,718,000				2,396,000		
減収補てん債	15,672,000				12,914,000		
合計	296,719,000				288,123,000		

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,338,926千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,735,465千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		3,074,391	△ 1,338,926	1,735,465
		千円	千円	千円
	第1項 国庫支出金	109,219	△ 93,574	15,645
	第3項 繰入金	2,545,857	△ 1,285,203	1,260,654
	第4項 諸収入	70,326	45,230	115,556
	第6項 分担金及び負担金	36,533	△ 5,479	31,114
	第8項 寄附金		100	100
歳 入	合 計	3,074,391	△ 1,338,926	1,735,465

2. 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		3,074,391 千円	△ 1,338,926 千円	1,735,465 千円
	第1項 災害救助費	1,446,375	△ 704,165	742,210
	第2項 基金積立金	1,122,009	△ 671,139	450,870
	第4項 繰出金	101,665	36,378	138,043
歳 出	合 計	3,074,391	△ 1,338,926	1,735,465

令和3年度新潟県一般会計補正予算

令和3年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,362,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,417,712,988千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第 9 款 国庫支出金		159,872,964 千円	10,326,243 千円	170,199,207 千円
	第 1 項 国庫負担金	27,606,743	36,744	27,643,487
	第 2 項 国庫補助金	128,850,063	10,289,499	139,139,562
第 12 款 繰入金		17,689,865	36,745	17,726,610
	第 2 項 基金繰入金	18,947,786	36,745	18,984,531
歳 入	合 計	1,407,350,000	10,362,988	1,417,712,988

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第4款 福祉保健費		191,103,049 千円	2,037,433 千円	193,140,482 千円
	第1項 福祉保健費	21,229,215	1,760,000	22,989,215
	第9項 子ども家庭費	22,861,159	41,013	22,902,172
	第10項 感染症対策費	20,772,323	236,420	21,008,743
第6款 産業費		313,308,240	8,325,555	321,633,795
	第1項 産業政策費	1,811,831	3,828,000	5,639,831
	第5項 観光費	2,039,894	4,497,555	6,537,449
歳出	合計	1,407,350,000	10,362,988	1,417,712,988